

日本が侵略戦争に参加しないために— ◇憲法9条、を守り活かそう

● そもそも憲法とは何か？

国家の権力はとても大きいものです。私たち農業・農協の関係者も、これまで政府・財界による「農協改革」の圧力を経験し、権力の恐ろしさを実感しています。

この国家権力を制限するルールがなければ、その時々、為政者によって濫用することができ、市民への不当な攻撃を許してしまうことになります。

そのため、「憲法」で私たちの人権や、農家や農協の経済活動の権利などを保障するとともに、国家権力を分散する仕組みをつくり「一定の権力の制限をする」必要があります。これを「立憲主義」と言います。

日本の憲法は1947年に施行され、「国民主権」、「戦争放棄」、「基本的人権の尊重」などの近代的な原理が盛り込まれました。これが私たちのルールの土台となります。

● 「改憲」ってどんな意味？

4月12日に行われた自民党大会で、総裁の高市首相が「時は来ました」と改憲への意欲を示しました。

しかし、なぜ憲法を変える必要があるのでしょうか？また、それはどんな意味があるのでしょうか。

実は、日本国憲法は諸外国の憲法に比べて、規定する内容を原理・原則に留め、細かい内容（裁判や選挙の方法、国会の議事手続きなど）を法律や規則に委ねています。

そのため、社会が変化しても、個別の法律を変えて対応すればよく、憲法は変える必要がありませんでした。

つまり、日本で「憲法を変える」ということは、個別の課題に対処するためではなく、「根本的な考え方をこれまでと転換する」という意味になります。では、それはどんな内容なのでしょうか？

憲法を変えると、何がどう変わるのか？

2012年に提出された「自民党改憲草案」によれば、自民党は国民主権を削除して日本「天皇を頂く国家」とし、9条を削除して「国防軍」という本格的な軍隊をつくることを目指しています。この目的を達成するために、当面、高市首相は何を変えたいと考え、具体的にどんなことが変わるのでしょうか？

◆ “抑止力の強化”で負の連鎖へ

「戦争」は嫌だというのは誰もが共通の思いです。それをどのように防ぐのか…ということについて、日本は戦後「戦力の不保持」を掲げ、軍事力ではなく、外交努力によって戦争を起こさない立場にたっていました。

高市政権はこれを転換し、軍事力を強化して「抑止力」で戦争を防ぐという考えにたっています。しかし、抑止力とは、「相手の国よりも強い軍事力を持つ」ことで成り立つ論理です。国土面積も経済力も小さい日本には限界があり、軍拡競争になれば、どれだけ軍拡しても際限がありません。

軍拡では戦争の歯どめにならないばかりか、むしろ戦争を拡大させるというのは、歴史と今の国際情勢から見てもはっきりしています。

◆ アメリカの戦争を断れない

アメリカは建国以来、戦争や他国への軍事介入を絶えず続けてきました。第2次世界大戦以降も、ベトナム戦争、湾岸戦争、イラク戦争など、つねに自国最優先で侵略戦争をおこない、そこに日本への協力を求めてきました。

しかし、日本には憲法9条があるので、自衛隊は直接的な戦闘には参加してきませんでした。

今回も、アメリカのイラン攻撃に端を発するホルムズ海峡の問題について、日米首脳会談でトランプ大統領が自衛隊の派遣を要請された際、高市首相は憲法の制約により「日本側ができること、できないこと」があると説明した…とされています。憲法はアメリカの侵略戦争への直接的な協力に制限をかけてきました。

トランプ政権の国際法を無視した軍事侵略には世界中から批判が集中し、国内でも空前の「戦争反対」「憲法守れ」のデモが巻き起こりました。そうした世界中の世論と運動によって、ようやく戦闘終結の合意が結ばれようとしています。そこは、日本政府はいびつな日米関係のもとで、反対するどころか、イラン攻撃を事実上支持してきました。

高市政権の「改憲」は、結局は「アメリカの侵略戦争に協力する」ためのものになってしまいます。

農業・農協の土台は日本国憲法です

◆「戦争できる国家」に協力した協同組合の苦い歴史

戦前、日本は「戦争できる体制」を維持するために、協同組合や労働組合などを利用してきました。

当時の日本は経済全体を国家が統制する「国家独占資本主義」という体制をつくり、農業・食料については1938年の「物資動員計画」で国家による食料の「供出」と「配給」の体系が導入されました。実は、農協の前身である「産業組合」がその実施のための機関にされました。

当時の農林省は、1932年から「農山漁村経済更生運動」にとりくみ、産業組合はこの中核としても期待されました。政府は産業組合を利用しやすくするために、すべての町村に産業組合をつくらせ、信用・購買・販売・利用の4種事業の兼営を推奨して、全農家を「産業組合」に加入させて組織の強化を図りました。

そして、日中戦争が長期化するなかで、より国家の統制を強めるために1943年には各種の農業団体の統合のために「農業団体法」を成立させました。

これによって、中央では帝国農会・産業組合中央会などが解散し、中央農業会・全国農業経済会に再編されます。地方では、農会・産業組合などが解散して、市町村・道府県単位で「農業会」に再編されました。この「農業会」が今の「農業協同組合」の直接的な前身となります。

「農業団体法」によって、産業組合は「協同組合」ではなくなり、国際協同組合同盟（ICA）も脱退してしまいます。つまり、組合員による自主的な組織であったものが、政府によって戦争協力のための戦時統制団体にええられてしまった…というのが、戦時中の協同組合の歴史なのです。

◆ 侵略戦争への反省と平和憲法の具体化が「農協の原点」

しかしその後日本は敗戦し、日本を侵略戦争へと導いた体制の転換がはかられます。

農業の分野では「農地改革」などによって「農村の民主化」が目指されました。その民主化の一環として、「農業協同組合法案」と「農業団体整理法案」が、新憲法下の第1国会に提出され、可決・施行しました。それによって農業会が1948年までに解散し、いまの「農業協同組合」が発足したのです。

戦後の農協は、戦前の「農村の貧困」をつくりだした地主的・官僚的な産業組合の問題点と、恐慌・戦争の下での体制を反省して、二度と戦争する体制をつくらないために「協同組合」として民主的な運営をするということとなりました。実は、農協は日本国憲法の理念の具体化のひとつ

として発足したのです。

さて、昨今JAグループは、政府・財界による「農業・農協改革」が強まった際に、「自主自立な組織に対する不当な政治介入」であると反論しました。また、農協への攻撃をはね返すために「協同組合の原点に立つ」ということを主張してきました。

日本の協同組合、とりわけ農協の原点とはなんでしょう。それは、戦前に侵略戦争に協力させられた苦い歴史を反省して、「日本国憲法の理念」にたって再生された、民主的で自主自立の組織だということです。



◆ 組合員の営農とくらし守るためにも、憲法を守り活かそう

2015年の安保法制制定以降、戦争できる国づくりにむけた法整備が各分野で進んでいます。

2024年に食料・農業・農村基本法改定とともに制定された、食料供給困難事態対策法（有事食料法）では、政府が「食料供給困難事態を解消することが困難」と認める場合に、出荷販売・生産の業者に対し、措置対象特定食料等の出荷・販売・生産計画を届け出ることを指示することができるとしています。

憲法に保障された営業の自由などの権利を「有事」の際には国が勝手につかうことができるというのは、まさに戦時中の「動員」と同じです。

戦前の産業組合は、国家の指示をうけて、組合員の営業の自由や財産権を奪うことに協力してしまいましたが、戦後の農協はこれを深く反省して立ち上がりました。

農協には、農家組合員の営農とくらしを守るために、「憲法を守り活かす」ことが求められているのです。

全農協労連（全国農業協同組合労働組合連合会）

〒173-0025 東京都板橋区熊野町47-11 社医研会館

TEL: 03-5926-4601 / FAX: 03-5926-4602 / E-mail: info@nokoryoren.ne.jp